三調講演

「介護保険法改正・介護報酬改定の動

厚生労働省老健局振興課課長補佐保険法改正・介護報酬改定の動向 菊池芳久様

ケア(介護ニーズだけでなく、様々なニーズを超えて、両者を統合したケア)と、包括的て、地域ケア(在宅ケアと施設ケアの二元論 追求するために、地域包括ケアシステムの構 ントについての説明がありました。そして、みの推進、保険料の上昇の緩和の六点のポイ 活圏域において、 ップする体制)、 や人材が連携しながら、 域ケア(利用者一人一人について様々な職種 く説明がありました。その中の構成要素とし ており、「地域ケア」ということについて詳し 築を推進していくことが考え方の基本となっ 今回の介護保険法改正は、 症対策の推進、保険者による主体的な取り組 スの質の向上、高齢者の住まいの整治 に幅広く対応したケア)そして、 護の連携の強化、 護保険法の 保険料の上昇の緩和の六点のポイ 最後に地域を支える基盤 節の 様々なサービス拠点が連携 介護人材の確保とサービ 概要について、 継続的にフォローア 制度の基本理念を 継続的な地 認知

> を担うのが地域包括支援センターとまとめら れました。 組みづくりが地域包括ケアであり、 を必要とするすべての人を支える普遍的 点から、地域での生活を望み、 すること)が挙げられ ました。 この 何らかの支援 その中核 兀 うの な仕

とでした。 ります。また、ケアプランについても、 の収入の安定化を図るために、包括払いとな を利用する場合は、日割計算となり、 定となっており、通所、短期入所系サービス 度別・月単位の定額報酬を基本とした報酬設がありました。また、このサービスは要介護 り、当初は連携型が多いと思われますが、将護一体型と介護・看護連携型の事業形態があ でケアプランを立案することになるるとのこ マネジャーと計画作成担当者(仮称)が共同 来的には一体型になっていくだろうとの見解 新たなサービスの概要について、 随時対応サービスについては、 介護・ 事業者 定期巡 ケア 看

ての説明がありました。 ラス訪問看護)の創設及び人員基準等につい その他、 複合型サービス(小規模多機能プ

りました。 の訪問介護サービスの推進について説明があ 生活援助の時間区分等の見直し、 訪問介護については、短時間区分の創設や、 自立支援型

ての説明がありました。 する場合の送迎費用についての見直しにつ 通所介護については、 同一建物からの通所介護を利用については、サービス提供時間区 1)

短期入所生活介護については、

緊急短期入

算及び緊急受け入れ加算の創設についての説所ネットワーク加算を廃止して、空床確保加 明がありました。

切であるとしめくくられました。 のかを適切にアセスメントしていくことが大 合うのか、どのくらいサービス時間が必要な を見ながら、どのようなサービスがその人に 今回の改正では、ケアマネが、利用者の状況 最後に、ケアマネに向けてという話があり、

シンポジウム

携のあり方について」 「法改正の動向を踏まえた医療・ 地域との連

シンポジスト 一般社団法人日本介護支援専門員協会 柴口 常任理事 里則様 NPO 法人広島県介護支援専門員協会 理事長 荒木 和美様 NPO 法人広島県介護支援専門員協会 理事長 日野 徹様 山口県介護支援専門員協会 会 長 大久保千絵様 下関市介護支援専門員連絡協議会 副会長 辻中 浩司様 コーディネーター・助言者 山口大学大学院医学系研究科 教 授 山根 俊恵様 厚生労働省老健局振興課 課長補佐 菊池芳久様

内容や、 状況について、シンポジストの方々が熱く語ある下関市の介護支援専門員協会の取り組み られました。 りました。 れの立場で取り組まれている活動の紹介があ 最 初に、 山口県の活動内容、 お隣の広島県、島根県協会の活動 五人のシンポジストより、それ 今回の開催地で